

令和8年度 第1回合志市子ども・子育て会議

日時:令和8年8月19日(水)午前9時30分～

場所:合志市総合センター「ヴィーブル」

1階こども部会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長及び副会長の選任

6 議 題

(1)子ども・子育て会議について

(2)子ども・子育て支援事業計画(第3期)令和7年度事業実績の振り返りについて

(3)児童館の活動報告について

(4)認可保育施設に係る利用定員について

(5)その他

7 閉 会

議題(1) 子ども・子育て会議について

1 会議の位置付け

「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、子ども・子育て支援に関する施策の推進について調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

本市においては平成25年6月に「合志市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

2 具体的な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画(第3期)の実施状況の点検・評価について

本市では、令和7年3月に策定した「合志市こども計画」に基づき、子ども・子育て支援の取り組みを推進しております。この「合志市こども計画」は、「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の後継計画として策定しており、第4章 施策の展開に主な取組を示し、毎年、実施状況について点検・評価を行います。今年度は、令和7年度実績の点検および評価をお願いします。

- ・令和7年度の取組状況確認
- ・事業ごとの「量の見込み」と実際のニーズとの乖離の状況
- ・事業ごとの「確保方策」の実施状況 など

(2) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の決定について

新制度対象の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等の利用定員を定める際にご意見を伺います。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について

「合志市子ども・子育て支援事業計画」の策定や見直し、変更する際にご意見を伺います。

※中間見直しは、令和9年度に行います

(4) その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、ご意見を伺います。

合志市子ども・子育て会議条例(抜粋)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

議題(2) 子ども・子育て支援事業計画(第3期)令和7年度事業実績の
振り返りについて

※別紙 A3 資料参照

◇補足資料

合志市の年度ごとの出生数の推移

(単位:人)

平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和7
650	659	634	629	607	593	545	558	518	520

議題(3) 児童館の活動報告について

議題(4) 認可保育施設に係る利用定員について

議題(5) その他

1) こども食堂支援事業

令和8年6月11日(木)

令和8年度 第1回合志市地域(こども)食堂ネットワーク会議へ参加

【4月27日(月)】

- 合志市企業等連絡協議会総会にて「こども食堂」への寄付や備蓄品の譲渡を企業向けに依頼
- その他、こども政策に関する産学官連携の協力を依頼



2) 春のこどもまんなか月間イベント「0歳からの音楽会&わくらぼ！ひらめき☆ひろば」

1 日時 令和8年(2026)年5月17日(日)

2 場所 合志市総合センター「ヴィーブル」

3 内容

1)親子で楽しく学ぼう！“お金の正しい知識”

2)360度カメラを学ぶ！撮影してみる！編集してみる！

3)サイエンスショー＆科学遊び

4)「0歳からの音楽会」



来場者約 700 人



3)利用者支援事業「よりみちベース」

学齢期のこどもたちが心を許し、日常のことを気軽に話せる居心地の良い場所の創出。

➢真の目的:必要とする人を必要な相談窓口や支援に繋ぐこと！

令和8年1月30日(土) プレイバント「よりみちベース」 @須屋市民センター 実施

令和8年4月～ 毎週(金)15:30-17:00 学習やボードゲーム

第1(土)10:00-14:00

//

と食支援



こどもの居場所づくり支援事業 / **よりみちベース**

♪ 学びも 食事も 思いっきり楽しもう! ♪

みんなの居場所「よりみちベース」です。
学習スペースと、ボードゲームを囲む団らの時間。
月1回、食事を楽しめます。
こどもたちが安心して過ごせる居場所へ、
ぜひお越しください。

日時 夏休み中は時間が少し変わります!
● 勉強・ボードゲームスペース
毎週 金曜日 14:00～17:00
● 勉強・ボードゲーム+食事スペース
毎月 第1土曜日 10:00～14:00
※ (食事 11:00～13:00)

場所のご案内
須屋市民センター
(合志市須屋1399)

すや駅
コンビニ

お申し込みは
こちら ▶

お問い合わせ
合志市社会福祉協議会 こども支援センター ☎ 096-242-7008
合志市 こども未来課 ☎ 096-248-1162

合志市「よりみちベース」7月 Ver. こどもたちと ふれあいボランティア 募集!!

合志市では、こどもたちが日ごろ安心して過ごせる場所として毎週(金)、須屋市民センターの和室を開室し、読書やゲームをして過ごす場所を提供しています。
加えて、月に1度(土)に、食事の提供を行い、楽しく過ごせる場所を提供しています。
先月も学生のみならず、こどもたちと一緒にゲームをしたり、食事をしてもらい、こどもたちはみんな笑顔で過ごしました。ありがとうございました!
6月も下記日程で開催しますので、都合がつかう方は、ぜひご協力をお願いします!

【日時】2026年(令和8年)7月4日(土) 9:00～14:30

【場所】合志市須屋市民センター (合志市須屋1399番地)

【活動内容】

- ① こどもたちとボードゲームあそび
- ② 話し相手
- ③ 食事の準備 など

※①～③全てをお願いするものではありません。

【募集人数】3名程度

【その他】無償ボランティア(事務局にて、行事保険に加入します)

昼食は、準備します。

合志市社会福祉協議会より「ボランティア参加証明書」を発行します。

駐車場および駐輪場あり(申込フォームで入力)

「申し込み方法」は8月26日(金)

二次元コードより、申し込みください。



<https://logoform.jp/form/x4hQ/1643969>

お問い合わせ先
合志市こども未来課(坂・主島)
TEL 096-248-1162
E-mail mirai@city.koshi.lg.jp



学びも 食事も
思いっきり楽しもう!

きらめきベース

ボードゲームと学習ができるスペース、
食事提供も行います。
和やかな雰囲気の中、
みんなでのんびりと過ごしませんか。
お待ちしております♪

日時 8月5日(水)
10:00～14:00
(食事提供:11:00～13:00)

場所 三つの木の家

参加費 無料

対象 合志市内の
小・中学生

定員 食事提供のみ
50名
(定員に達しない限り、
申し込みを随時受け付けます。)
(別途スペースのみ予約の必要はありません。)

お申し込みは
こちら ▶

お問い合わせ
合志市社会福祉協議会 ☎ 096-242-7008
合志市 こども未来課 ☎ 096-242-1162

4)長期休業期間のこどもの勉強できる場所



オレンジののぼり旗を目印に来てください

夏休み期間! こどもの勉強できる場所 再開します

夏休み期間に、市内在住の児童および生徒を対象に、勉強ができるスペースを再開します。
利用開設日時と場所は、カレンダーを確認し、自主学習の場所としてご利用ください。

利用期間 8月27日(木)までの期間

利用時間 9:00から19:00までの時間帯

※注意※ 開設場所ごとに利用可能日時が異なりますので
カレンダーで確認してください。

利用場所

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ■ 泉ヶ丘市民センター | ■ 菊池患児総合支援センター |
| ■ 御代志市民センター | ■ 熊本銀行 御代志プラザ |
| ■ 黒石市民センター | (SOUP lab とコラボ店舗) |
| ■ 野々島市民センター | ■ さくらんぼ第二保育園 |
| ■ 栄市民センター「みどり館」 | ■ 合志市社会福祉協議会 |
| ■ 合生文化会館 | (ふれあい館) |
| ■ 人権ふれあいセンター | ■ ユーパレス弁天 |

～ 使用するときのお約束 ～

- ☑ 合志市在住の人のみ利用できます。
- ☐ 受付表に記入して、管理員さんまたは箱に提出してください。
- 🔊 騒音に注意して、静かに利用してください。
- 🧻 ゴミは持ち帰ってください。
- 🧻 菊池患児館は、飲食中を除きマスクの着用が必須です。

【問い合わせ先】合志市こども未来課 TEL: 248-1162 E-mail: mirai@city.koshi.lg.jp
注意: 大雨や大雪等で施設を閉鎖することがありますので、開館時は市のホームページを確認してください。

夏休み期間! こどもの勉強できる場所 (8月5日以降)

令和7年夏休み期間 431人

春休み期間 104人

今年度も全12か所開設中

合志市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

No.	役職	氏名	所属等	備考
1	1号委員	加藤 達也	市認可保育園連盟保護者会連絡協議会	
2	1号委員	松島 麻子	市PTA連絡協議会	
3	2号委員	福島 義信	市認可保育園連盟	
4	2号委員	中島 聡美	市内幼稚園	
5	2号委員	大山 寛	市小・中学校長会	
6	2号委員	川畑 愛子	市地域学校協働本部運営委員会	
7	3号委員	後藤 真由美	市内認可外保育園代表	
8	3号委員	田島 真理	市内地域型保育事業者代表	任期：令和8年5月29日～
9	3号委員	吉崎 祥太郎	市社会福祉協議会（こども支援センター）	
10	3号委員	田中 秀和	市放課後児童クラブ運営協議会	
11	4号委員	永野 典詞	学識経験者	九州ルーテル学院大学 人文学科 教授
12	4号委員	坂本 みゆき	学識経験者	元市職員、保健師
13	5号委員	法上 史	公募委員	
14	5号委員	布野 里奈	公募委員	
15	6号委員	佐藤 淑恵	市ひとり親家庭福祉協議会	
16	6号委員	鈴木 裕子	市民生委員児童委員協議会連合会	
17	6号委員	関 祐子	市老人クラブ連合会	
18	6号委員	藤井 勝洋	市企業等連絡協議会	
事務局		小畑 英之	市こども部こども未来課 課長	
事務局		境 真奈美	市こども部こども未来課 課長補佐	
事務局		玉島茉莉奈	市こども部こども未来課 主幹	

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- 1 子どもの保護者
- 2 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- 3 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 4 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 5 公募による市民
- 6 その他市長が必要と認める者

○合志市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、合志市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月19日条例第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。